

碧南市碧南駅待合所広告付き案内地図板設置者募集要項

1 趣旨

市では、新たな財源及び市政情報の広報手段を確保するため、碧南市碧南駅待合所内に広告付きの案内地図板を設置し、市内の情報提供及び民間企業等の広告掲載を実施します。これに伴い、広告付き案内地図板設置者（広告代理店等）を募集します。

2 碧南市碧南駅待合所の概要

- (1) 所在地 碧南市中町5丁目48番地（別紙、位置図参照）
- (2) 開所時間 午前6時00分から午後11時00分まで 年中無休

3 事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、碧南市市内地図を表示した広告付き案内地図板を作成・設置するものです。なお、その地図上に所在する民間企業等々の広告主の募集、広告等の制作・放映及び広告付き案内地図板の管理運営をしていただきます。

(2) 設置場所及び設置スペース

碧南市碧南駅待合所内（別紙、計画平面図参照）（建設中）

設置スペースは、横3,700mm×縦2,100mm×奥行き150mm程度とします。

※ 転倒防止のための器具等は、設置スペースには入りません。

(3) 設置期間

令和2年9月1日から令和7年8月31日まで

4 掲載できない広告

碧南市広告掲載実施規程（平成21年碧南市訓令第12号）第3条、碧南市広告付き案内地図板設置取扱要領第3条各号の規定により掲載することができない広告は、掲載できません。

5 申込資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理能力を有し広告付きの案内地図板の作成、設置業務について、地方自治体、公共施設などで実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力、信用及び設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

オ 市税、地方税又は国税を滞納している者

6 行政財産賃貸借料等について

(1) 行政財産賃貸借について

ア 施設使用について

広告付き案内地図板の設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付けに基づく使用とし、行政財産賃貸借契約書を締結します。

イ 賃貸料について

行政財産賃貸借料は、碧南市広告付き案内地図板設置申込書の提案金額に消費税等の税率を乗じた金額とし、事業実施期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、行政財産賃貸借料の増額を請求できるものとします。

ウ 電気料について

広告付き案内地図板に係る電気料については、イの賃貸料に含むものとします。

エ 行政財産賃貸借料の納付について

行政財産の賃貸借料は、各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとします。なお、令和2年度及び令和7年度は、月割りで貸付料を算出します。

(2) その他必要経費等

広告付き案内地図板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用は事業者の負担とします。

(3) 設置条件

広告付き案内地図板は、設置場所予定図に示した場所の設置スペース内で設置する

ことができます。設置場所を確認の上、設置する広告付き案内地図板の外形寸法を決定してください。

(4) 仕様

ア 広告付き案内地図板本体の仕様について

- (ア) 設置スペースに収まり、高さは2, 100mm程度以下で作成してください。
- (イ) 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式としてください。
- (ウ) 本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように、入念な転倒防止対策を施してください。
- (エ) できる限り、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

イ 地図枠の仕様について

- (ア) 国土地理院の地図をベースに作成してください。
- (イ) 色覚異常の人に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとしてください。
- (ウ) 地図枠のサイズは横1, 500mm×縦1, 200mm程度としてください。
- (エ) 地図は、「碧南市全域図」及び「碧南駅周辺図」としてください。
- (オ) 公共施設・避難施設等、市が指定する地点をわかりやすく表示してください。
- (カ) 公共施設・避難施設等の新設、変更があった場合は、可能な限り速やかに更新してください。
- (キ) 地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ 広告枠の仕様について

- (ア) 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号で一致させてください。
- (イ) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。

エ デジタルサイネージ仕様について

- (ア) 観光情報等、市からの情報を掲出するためのデジタルサイネージを最低1台は設置してください。
- (イ) 情報については設置者により無線配信により表示してください。
- (ウ) デジタルサイネージの電源は自動的にON/OFF出来る仕様としてください。
- (エ) デジタルサイネージのサイズは40インチ程度のものとし、2台まで設置することができます。

オ その他

(ア) 携帯電話によるQRコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとしてください。また、QRコードは多言語対応（英語）の地図を読み込むことが可能なものとしてください。

(イ) 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、本市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成してください。

(ウ) 設置する広告付き案内板の製作についてはISOを取得した事業者にて製作してください。

(5) 使用上の制限

ア 行政財産賃貸借契約の内容を遵守し、行政財産賃貸借料は市が指定する期日までに納付してください。

イ 広告付き案内地図板を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、碧南市広告掲載実施規程及び碧南市広告付き案内地図板設置取扱要領に適合するものとし、あらかじめ市の承認を受けてください。

エ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市に提出し、承認を得てください。

(6) 維持管理等

ア 電照時間は、タイマー等により原則として午前6時00分から午後11時00分までとしてください。

イ 設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全に設置してください。

ウ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行ってください。また、1年に1度は地図を張り替えてください。

エ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き案内地図板に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。

オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、碧南市が推奨するものではありません。」等の表示をしてください。

(7) 使用許可の取り消し及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は行政財産

賃貸借契約の条件に違反する行為があったと認めるときは、行政財産賃貸借契約の全部若しくは一部を解約し、又は変更することがあります。

(8) 原状回復

事業者は、設置期間が終了したとき又は行政財産賃貸借契約が解約された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

7 応募方法

(1) 申込受付期間

令和2年3月9日(月)から令和2年3月19日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

碧南市松本町28番地 碧南市役所 建設部 都市計画課(市役所2階)

(3) 応募に必要な書類

ア 碧南市広告付き案内地図板設置申込書

イ 印鑑登録証明書の原本(法人の代表者印鑑証明書)(発行後3ヶ月以内のもの)

ウ 商業登記の現在事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)

エ 過去2年分の法人税及び法人事業税それぞれ未納がないことの証明書の写し(納税証明書)

オ 事業所(会社)概要

カ 広告付き案内地図板設置事業企画提案書(広告付き案内地図板のイメージ図又は写真を含む)

(4) 応募手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ(応募資格不備等)受付を取り消し、その旨について後日電話連絡を行います。

8 事業者の選定について

提出いただいた書類等に基づき、応募資格を満たした者の中で行政財産賃貸借料の提案額の最も高い1社を選定します。

9 事業者の選定結果について

事業者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで公表します。なお、選定経過については公表しません。

1 0 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取り消しをする場合があります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産賃貸借契約の手続きをしなかった場合
- (2) 事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

1 1 その他

- (1) 設置作業は、本市と協議の上、令和2年8月末日頃までに行ってください。また、事業者選定結果の通知後、速やかに設置までのスケジュールを提出してください。
- (2) 申請の手続き及び履行に要する一切の費用は、事業者の負担とします。また、提出された申請書類等については、選定結果に関わらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (3) 本実施要項に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、碧南市条例及び規則等の関係法令に定めるところにより処理します。

1 2 問い合わせ先

碧南市 建設部 都市計画課

碧南市松本町28番地

電話 (0566) 95-9905 (直通)

FAX (0566) 48-0077

メール tosikeka@city.hekinan.lg.jp